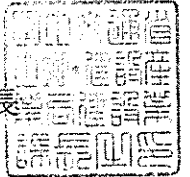


国土入企第6号-2
平成29年8月1日

(一社) 日本建設組合連合 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」について

公共建築工事の発注にあたっては、『官公庁施設整備における発注者のあり方について』の答申（社会資本整備審議会）について」（平成29年1月24日付け国土入企第20号）及び、『公共建築工事の発注者の役割』解説書（第一版）等について」（平成29年6月1日付け国土入企1号）を通知し、同答申及び同解説書を参考に取り組んで頂くようお願いをしてきたところです。

今般、同答申及び同解説書を補足するものとして、地方公共団体が建築事業を円滑に実施する上での課題や求められる対応、特に企画立案段階及び設計段階における「コスト管理」や工事の「適正な予定価格の設定」に係る留意点等を取りまとめた「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」を作成しましたので別添1のとおりお知らせします。

貴職におかれましては、本手引きの趣旨及び内容をご理解の上、貴団体傘下の会員企業に対し、周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、各都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。